

少年事件報道の実名解禁は何をもたらしたか（上）

山田 健太 2023/02/21



#ジャーナリズム #報道 #法律

本稿は、2022年4月に施行された改正少年法によって、18・19歳の「特定少年」に関する報道の何が変わり変わらなかったのかを確認するものである。そもそも、特定少年は大人なのか子どもなのかという法そのものにかかる課題も念頭に置きつつ、加害者である少年の保護とその事件による被害者の可罰感情等の狭間（はざま）で悩む、取材・報道の現場の状況に触れながら、今般の法改正が誰にとってどのような意味があったのかを考えていきたい。

1. 起訴時検察発表

法改正が浮上して以来、取材報道にも少なからぬ影響が及ぶとしてさまざまな議論があった。実際に法が成立してからは、放送・新聞の中でも施行前に勉強会を実施したり、特別企画を組んで対応した社も少なからず見受けられた。そうした検討の前提でもあり、取材・報道の実務のうえで大きな意味を持つと想定されていたのが、以下に示す「少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う事件広報について」と題された、2022年2月8日付の最高検察庁の発信文書だ。ここに示された基準で、各地検が少年事件に関する氏名等の公表を実施し、報道機関が一定程度これに拘束されることになると考えられたからである。

文書のポイントは2つある。

1) 推知報道が解除はされたが、国会附帯決議に示されたとおり、引き続き少年の健全育成・更生に十分配慮した取り扱いをする。

2) 犯罪が重大で、地域社会に与える影響も深刻である場合は、氏名等の公表を検討する。その典型は裁判員裁判事案である。これ以外であっても、社会の要請が高い場合などで公表がありうる。

発表時の報道界の受け止めは、「2」の内容に注目し、基準は曖昧ではあるものの、裁判員裁判を1つの基準として、特定少年事案は氏名が公表されるようになるのではないかと、いうものであった。むしろ理屈からしても、表現の自由の極めて例外的な制限条文であった少年法61条に適用除外の規定が加わり、いわば「原則に戻る」のであるから、検察発表は相当程度に実名公表が実施されるとの想定があったのではないかと。

あるいは歴史的な経緯からも、ひと昔前は少年事件も逮捕時において警察は一般に実名を発表していた経緯もあったことから、特定少年に関してはそのレベルに一步戻る感覚を持っていたともいえるだろう（現在は少年事件の場合、逮捕時の警察発表も匿名が一般的であって、むしろ実名報道は極めて例外的であるとされている）。

少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う事件広報について

令和4年2月8日

司法記者クラブ敬愛会長 御中

最高検察庁総務課

標記の件につき、御座のとおり、最高検察庁次長検事及び地方検察庁次長検事宛て事務連絡を発出したのでお知らせします。

最高検察庁次席検事 殿
地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁総務課長 神 村 昌 通
(ご印者様)

少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う事件広報について(事務連絡)
本年4月1日に少年法等の一部を改正する法律(令和3年法律47号)が施行され、特定少年のときに犯した罪により公訴を提起された場合には、少年法61条のいわゆる増加報道の禁止についての規定が適用されないこととなります(改正後の同法68条)。これに伴い、特定少年のときに犯した罪について被告人を公判請求した際の事件広報においては、法改正の趣旨を踏まえた対応が求められるところ、もとより事件広報は個別の事案の内容等を踏まえて行われるべきものですが、一般に下記のことを考慮する必要があると考えられますので、連絡します。

記

少年法等の一部を改正する法律による改正後の少年法68条は、特定少年(改正後の同法62条1項により、18歳以上の少年をいう。以下同じ。)のときに犯した罪について公訴を提起された場合、同法61条の記事等の掲載の禁止に係る規定を適用しない旨を定めています。したがって、この場合には、報道機関等が記事等を掲載する際、法律上、実名等による報道が禁止されないこととなります。その一方、今回の法改正に当たって衆参両議院の法務委員会において行われた附帯決議においては、「特定少年のときに犯した罪についての事件広報に当たっては、(中略)いわゆる増加報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならない」となっておりますので、公判請求時の事件広報に際しては、これらの趣旨を踏まえた対応が必要となります。もとより、具体的な事案の内容等を踏まえた個別の検討が必要であることは言うまでもありませんが、基本的な考え方としては、犯罪が重大で、地域社会に与える影響も深刻であるような事案については、特定少年の健全育成や更生を考慮しても、なお社会の正当な関心に応えるという観点から氏名等を公表することを検討すべきものと考えられます。例えば、裁判員制度対象事件については、一般的・典型的に

- 1 -

社会的関心が高いといえることから、公判請求時の事件広報に際して氏名等を公表することを検討すべき事案の典型であると考えられます。

それ以外の事案についても、公表を求める社会の関心が高く、被告人の健全育成・更生に与える影響が比較的小さい場合には、個別の判断により氏名等を公表することが考えられます。

なお、附帯決議の趣旨を踏まえますと、公判請求時の事件広報に際して氏名等を公表する場合には、当該被告人が当時特定少年であった旨を明示することが相当と思われます。

以上のような基本的な考え方を前提としつつ、事案の特性も踏まえ、適切な広報対応を行う必要があります。

〈2022年2月8日付の最高検察庁の発信文書〉

しかし、4月以降の実際の状況は必ずしも上記の想定とは異なる動きをしているといえるのではないかと。その要因の大きなものは、検察の起訴時実名発表が少ないとみられていることだ。しかも、後で改めて触れるように、検察の発表時に匿名扱いをしても、その具体的な理由や判断根拠は述べられることなく、「総合的な判断」とされることが一般的だ。地元記者クラブにおける発表に際し、広報責任者である次席検事に報道機関が理由を問うても、答えは同じだ。これらを勘案すると、上記の「2」に着目していた報道界であったが、検察はむしろ「1」を重視して運用している状況のようにみられよう。

この意味するところは、実名報道か匿名報道かのカギを握っているのは検察ということだ。匿名発表を言い換えれば、検察が意図的に加害少年の情報を隠しているということにほかならず、これは、いわば公権力による情報コントロールともいえ、あえていえば、検察の外形的には不透明で、恣意的な判断による「情報の隠ぺい」であるともいえる。また、こうした検察と報道の「思い」のズレをどう考えればよいのかも課題での1つである。

それを知るうえでも、次節で4月以降の報道ぶりを確認していこう。

そしてもう一つ、こうした起訴時の検察発表・報道がそのまま公判報道にも与える影響を確認しておきたい。たとえば次節で示す新潟柏崎事事件では、2023年1月23日に裁判員裁判が新潟地裁で開廷され、同月30日に懲役4年の有罪判決があった。裁判の時点では成人（事件当時19歳）であったが、公判廷で、裁判官と検察官は「匿名」を維持した。一方で沼津事件は、2022年12月8日の静岡地裁沼津支部で裁判員裁判があり、15日に保護観察付き執行猶予（懲役3年）が言い渡されたが、この審理は「実名」で進められた。

ここでは2件のみであって確定的なことは言えないが、このように同じ裁判員対象事件であっても、最初の判断が公判中にも維持され、それは検察のみならず司法をも縛る傾向があるのではないだろうか。そうなると、ますます検察の判断が、公開の法廷を含めた情報コントロールに直結しているともいえ、より問題は大きくなると思われる。ちなみに両事件とも、地元紙（新潟日報と静岡新聞）の報道は起訴時も公判時も、いずれも匿名で行われている。

2. 各事案からみる報道実態

法施行後の4・5月に起訴されニュースになった特定少年事案として、以下の9件をあげることができよう。ここでは前述した視点である「検察発表」を軸に、あえて二分して表記する。ちなみに、後段の匿名発表事案では、報道は筆者の知る限りすべて「匿名」である。

〈検察実名発表〉事案

- ・甲府事件（放火＋殺人）4/8起訴 地元紙・民放含め圧倒的多数が実名
- ・寝屋川事件（強盗致死）4/28起訴 民放は実名、新聞は判断分かれ
- ・江戸川事件（殺人）5/13起訴 民放は実名、出身地（青森）ほか実名、在京紙の一部（産経）実名

- ・福島埴町事件（強盗殺人）5/18起訴 地元紙は匿名、放送は実名、在京紙の一部（産経）も実名
- ・茨城土浦事件（傷害致死傷）5/19起訴 地元紙は実名、在京紙の一部（朝日）も実名

〈検察匿名発表〉事案

- ・新潟柏崎事件（危険運転致死）4/21在宅起訴
- ・千葉事件（強盗、裁判員裁判対象外）4/22起訴
- ・いわき事件（過失運転致死、裁判員裁判対象外）5/2起訴
- ・神戸事件（恐喝、裁判員裁判対象外）5/2起訴

そのほかに、6・7月の事案として以下があるようだ（事例研究として、小関慶太「特定少年の実名報道の研究（1）」『八州論叢』2号、八州学園大学、2022年9月がある）。

〈検察実名発表〉事案

- ・沼津事件（強制猥褻致傷）7/7起訴 地元は匿名
- ・宮城角田事件（強盗致傷）7/25起訴 地元は匿名（共犯の成人は実名）

〈検察匿名発表〉事案

- ・高知事件（強制性交、裁判員裁判対象外）6/3？起訴
- ・山形事件（麻薬取締法違反、裁判員裁判対象外）6/10？起訴
- ・さいたま事件（強盗致死傷）7/14？起訴
- ・大分事件（過失運転致死）7/22起訴
- ・札幌事件（強制性交）7/29起訴

※匿名発表事案は報道が少なく「？」をつけたままになっていることをご容赦願いたい。

※大分事件は「危険運転致死」への訴因変更で、昨年12月に検察が実名公表。

ここからわかるとおり、「実名」で検察が発表した事案であっても、報道は必ずしも実名報道をしているとは限らず対応は割れている。もちろん、実名か匿名かの対応は社によって一定の

傾向がみられるもの、同一媒体でも判断が分かれる例もあって、斑（まだら）模様であることが特徴である。たとえば朝日新聞は、甲府・福島塙・茨城土浦の各事案では実名扱いをする一方、寝屋川事案では匿名を選択している。寝屋川については民放がほぼ一致して実名報道するなど、全体としては実名報道に傾いた事案であったが、そこで匿名にしたことに、どの程度の統一感があるのかは不明だ。

紙面上では「おことわり」を掲載しているが、匿名にする場合も実名にする場合も、いずれも「総合的に考慮」した判断としており、外形的にはその基準は不透明であって、前節で指摘した検察庁の不透明さと同等であるといえる。

ここで、施行時の新聞各紙・テレビ各局の扱いについてまとめておく。なお、放送については、ほぼ横並びである。

<匿名維持>

- ・中日/東京、琉球新報、河北新報（河北は当該事件に限りのニュアンス）

なお、東京新聞は4月9日付紙面で、「事件や事故の報道で実名報道を原則としていますが、20歳未満については健全育成を目的とした少年法の理念を尊重し、死刑が確定した後も匿名で報道してきました」「少年法の改正後もこの考え方を原則維持します。社会への影響が特に重大な事案については、例外的に実名での報道を検討することとし、事件の重大性や社会的影響などを慎重に判断していきます」と社告を掲載している。

<匿名傾向>

- ・地元紙、毎日
- ・一部のネットメディア（ABEMAプライムなど）

<実名・顔写真なし（ネットでは匿名の場合あり）>

- ・朝日、日経、読売
 - ※このなかでは、朝日に実名傾向が強い
- ・NHK、一部の地元民放

〈実名・顔写真あり（ネットでも実名の傾向）〉

- ・産経
- ・多くの民放

このように実質第一号となった甲府事案ではこぞって実名報道をしたものの、その後は徐々に「落ち着いた」報道ぶりとなっており、むしろ現在では従来どおりの「匿名原則」ともいえる状況である。これは、最初は「解禁」という高揚感に支配されたともいえるし、事件の重大性ということからみて、甲府事案が「重大」であったからこそ、ほぼ各社の実名報道が揃ったのであって、通常の特定少年事件においては、各社ともに実名報道に踏み切ることはそうはないということなのかもしれない。このあたりを引き続き、後編で考えることとしたい。

〈(下)に続く〉

#ジャーナリズム #報道 #法律



専修大学文学部ジャーナリズム学科教授

山田 健太（やまだ・けんた）

専門は言論法、ジャーナリズム研究。近刊に『「くうき」が僕らを呑みこむ前に』（理論社）。主著に『沖縄報道』『法とジャーナリズム』『放送法と権力』『ジャーナリズムの倫理』、『現代ジャーナリズム事典』（監修）。日本ペンクラブ副会長。

関連LINK

ロシアの動画配信サービス ウクライナ侵攻でダブルパンチ コンテンツと収益の両面から

参院選を前に青少年と子どもの目線を大事にした報道について考える～「子どもとメディア⑨」

少年事件報道の実名解禁は何をもたらしたか（下）

山田 健太 2023/02/22



#ジャーナリズム #報道 #法律

（上）編では、検察の発表に依拠せざるを得ない実態と、改正施行からしばらくの報道ぶりを振り返った。後編では、実質的な第一号事案であった甲府の事件を振り返りつつ、実名・匿名報道の境界線を考え、さらに今後の課題を探っていきたい。

3. 甲府事件が1つの基準か

時計を2021年秋まで一気に戻す。いわゆる甲府放火殺人事件は、2021年10月12日発生の全国ニュース級事件で、甲府市の住宅が放火され焼け跡から2人が遺体で見つかったものだ。その

後、19歳少年が殺人・現住建造物等放火容疑で逮捕された。少年は犠牲者夫婦の長女の知人で、一方的に好意を寄せていたものの、自分の思いどおりにならなかったことが犯行の背景ではないか、と当時報道された。

同年12月8日から鑑定留置、終了後に家裁送致（観護措置）され、2022年4月4日に検察官送致（甲府地検に逆送、10日以内に起訴判断）、4月8日に殺人・放火など4つの罪で起訴されるといふ流れをたどる。この段階で改正少年法施行後、初の実名発表・報道がされたわけだ（4月8日に地検が氏名公表）。

事件発生時の報道では、放送・新聞は従来どおり匿名を維持し、週刊誌は少年を実名・顔写真で報道した（『週刊新潮』10月28日号、2021年10月21日発売）。そこでは、以下の「解説」が付されている。

・犯行の計画性や結果の重大性に鑑み、容疑者が19歳の少年といえども実像に迫る報道を行うことが常識的に妥当と判断した（誌上のコメント）

・無辜の夫婦を刺殺して放火するという重大事件を起こしたにもかかわらず、逮捕時の年齢が19歳ということだけを理由に実名報道を免れる事態こそ、世の常識に鑑みて"決して許容され"まい（オンライン版での説明）

同日発売の『週刊文春』10月28日号でも、目をマスクした「少年A」の写真を掲載、家庭事情を含め詳細な個人を特定する情報を掲載した。こうした報道に対して日弁連は、「少年法61条に反するものであり、決して許容されない」（10月22日）との抗議声明を発表、一方で放送・新聞は週刊誌報道を静観した形となった（批判的な番組・記事はなかったのではないかなと思われる）。これは、特定少年事件であって、4月以降の起訴時実名報道が想定されることを見据えたものではなかったのか。

そして実際に起訴時の報道では、逮捕時には匿名にしていた民放はじめ大手報道機関も一斉に実名に舵を切ることになった。放送は、NHK・在京キー局はすべて実名、民放は顔写真も放送した（前編で紹介のとおり）。NHKは、氏名を報じたものの顔写真は不掲載とした。通信社は実名（共同は顔写真も）を配信した（通信社の性格上、あえて配信しないという選択肢はないと思われる）。ネット上での配信もおおよそ同様の扱いであった（TBSは、ネットのみ顔写真不掲載）。

新聞は在京の場合、東京のみ匿名維持、朝日・読売・産経・日経が実名に切り替えた。産経は写真も掲載した。全国で見ると、河北新報と琉球新報が匿名を維持した（河北は「現段階」との断りあり）。ネット（電子版）も同様とみられる。ただし、一部は有料版のみ実名とし、無料版は匿名としたものも見られた（朝日・産経はすべて実名）。ネットでは、ABEMAが実名、顔写真を報じた。地元メディアも、放送（山梨放送など）、新聞（山梨日日）ともに実名で報じた。ただし顔写真は新聞・放送ともになしであった。

こうした実名報道の「解禁」を受け、東京弁護士会は「特定少年の推知報道に抗議し、改正少年法第68条の撤廃を改めて強く求める会長声明」（2022年6月27日）を發出している。ここでは「たて続けに検察庁によって特定少年の実名が公表され、これに基づいて推知報道が行われている現状は、上記付帯決議の『特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮』がなされているとは到底いえない。いったん少年の実名等が公表され、報道がなされると、インターネット上にデジタルタトゥーとして半永久的に情報が残され、少年の更生の機会を奪い去るおそれが極めて強い。本改正法において、18歳・19歳の少年にも少年法を適用した趣旨からすれば、18歳・19歳の少年も、17歳以下の少年同様、その可塑性に鑑み、十分な更生の機会が与えられる必要がある」とする。

いわば、発生時における週刊誌に対する日弁連の抗議と、起訴時における放送・新聞に対する東弁の抗議は、ほぼ同じ理由から実名報道に対する危惧の念を表明したものである。弁護士会は、実名報道解禁自体に反対の立場であるから、その抗議は当然ではあるのだが、法の改正の有無を脇におくならば、多くの報道機関にとって、やはり少年法61条は足枷（かせ）であったわけで、「本当は加害少年を実名で報じたかった」のが本心であったことを表すとはいえないか。

建前上は、事件の重大性や地域への影響の深刻さを理由にするわけで、それはそれで間違いのないとしても、現実的には、法の禁止規定の適用がなくなり、検察が実名発表することで、「安心」して実名報道に踏み切ったとみえてしまうわけだ。かつて、一部週刊誌の「事件の残虐性」を理由とした実名・顔写真報道に対し、少年の更生の機会を奪うものとして厳しく批判をした姿勢との整合性をどうとるのが問われることになる。

実名か匿名か以外で判断が分かれたのは、1つは「顔写真」の扱いであった。総じて放送は顔写真を報じたわけだが、これは「画」を重視する媒体特性に由来するものといえるのだろう（いくつかの媒体で、そうしたコメントがみられた）。一方で新聞は、氏名は報じるものの顔写真は不掲載とする社がむしろ多数であった。もう1つの判断の差が生まれたのは「ネットの

扱い」であった。これについては、紙や地上波の番組中の扱いとインターネット上の扱いの差という点と、いったんネットに情報を掲出したうえで、それをいつ見えない状態に置く（削除する）かという点がある。

在京中心の報道状況ではあるが、『新聞協会報』（2022年4月26日号、日本新聞協会）などをもとにまとめたのが下の一覧表だ。朝日は無料版も含め実名報道した理由を、「事件の重大性」とした。朝日新聞は以前にも、「更生可能性が事実上ない」という理由で死刑判決時の実名報道を選択していることなど、実名傾向が幾分強い社であるといえようか。

| | 本紙・番組 | | インターネット | |
|-------|-------|-----|-----------|-----|
| | 氏名 | 顔写真 | 氏名 | 顔写真 |
| 日本テレビ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| TBS | ○ | ○ | ○ | × |
| テレビ朝日 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| フジテレビ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| NHK | ○ | × | ○ | × |
| 朝日 | ○ | × | ○ | × |
| 毎日 | ○ | × | △（有料版は実名） | × |

| | | | | |
|------|---|---|-----------|---|
| 読売 | ○ | × | △（購読者は実名） | × |
| 産経 | ○ | ○ | ○ | × |
| 日経 | ○ | × | △（有料版は実名） | × |
| 東京 | × | × | × | × |
| 山梨日日 | ○ | × | △（有料版は実名） | × |
| 共同 | ○ | ○ | ○ | × |
| 時事 | ○ | × | △（有料版は実名） | × |

また、先に挙げたネット上の扱いについては、地元山梨日日は掲載翌日（10日）には実名を外す扱いをしている。また顔写真をネット上で流したフジテレビも、サムネイル表示には顔写真が出ないような扱いをしたとされる。こうしたいわゆる「デジタルタトゥー」の問題は、少年事件報道に限らず一般刑事事件の被疑者（容疑者）にも当てはまる問題だし、とりわけ犯罪被害者の実名やプライバシーに関する報道において、いったんメディアが報じればインターネット上に半永久的に浮遊する個人情報の扱いは、最近のメディア批判の要因でもある。

いわゆる2次的な被害をすべて報道機関の責任に帰すべきなのかについては、筆者は否定的な立場にあるが、それでも積極的な手立てを講ずべき課題であることは間違いない。基本は、放送の番組（あるいは新聞の本紙）とインターネット上の情報に差異を設けることは、「事実報道」の観点からも「記録性」の観点からも好ましいとは思えないが、デジタル・ネットワーク特性に合わせた情報発信のあり方として、事件・事故報道においてよりプライバシー保護を重

視した扱いが求められており、そのためにネット上では個人情報の範囲をより限定的にすることは必要だ。この点については、機会があれば別稿で詳述したい。

4. 法構造と今後の報道課題

ここで改めて、本稿の議論の中核であり前提である法規範をみておこう。少年法は以下のよう
に定める。

61条【推知報道の禁止】 氏名、年齢、職業、住所、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知できるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない

68条【記事掲載禁止の特例】 第61条の規定は、特定少年の時に犯した罪により公訴を提起された場合における同条の記事又は写真については、適用しない。

なお、特定少年とは18・19歳の加害少年をいい、少年法22条（審判の方式）でも、「審判は、これを公開しない」と情報非開示を定めている。

同条文の特性はすでに知られているとおり、表現の制限規定にもかかわらず拡大解釈が許されており、「紙メディア」を実際は放送・ネットにまで拡張するほか、「家庭裁判所の審判に付された少年」を逮捕段階から適用することになっている。また、「少年のとき犯した罪により」についても成人後の犯罪に適用するし、「公訴を提起された者」を起訴の有無によらず適用するよう拡張して運用されている。

また、「準則」あるいは「理念規定」と呼ばれているように、罰則なしの訓示規定であって（放送法4条類似）で、さらに例外の場合を法曹・報道界双方による申し合わせ文書で規定している（「新聞協会の少年法第61条の扱いの方針」）。いわば、脱法規定が初めから決まっているという珍しい法律ということになる。これは、除外例として報道界が法制定時に当局に要望し、かつこれを、放送を含む報道界の慣行として確立させている。

新聞協会の少年法61条の扱い方針

- ①逃走中で、凶悪な累犯が明白に予想される場合
- ②指名手配中の犯人逮捕に協力する場合

など、少年保護よりも社会的利益の擁護が強く優先する特殊な場合

一方で、少年法規定は、警察の現場にも影響を与える。典型的な規定は以下の2つである。これらについても、今般の改正で特定少年に関する適用除外を規定した。

少年警察活動要綱 13条（発表上の留意点） 推知させるような事項は、新聞その他の報道機関に発表しないものとする。

犯罪捜査規範 209条（報道上の注意） そのものを推知することができるようなことはしてはならない。

あわせて、こうした未成年の保護規定は国際基準でもあり、以下に代表的な定めを紹介しておく。青少年保護は、古今東西を問わない共通の考え方でもある。

子どもの権利条約 40条 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことができるべき促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。

北京ルールズ（少年司法の運営に関する国連最低基準規則） 8-2 原則として、少年犯罪者の特定に結びつくいかなる情報も公表されてはならない。

今回の特定少年規定は、少年事件の厳罰化、犯罪被害者の可罰感情などの声、あるいは国際的潮流（国連加盟の187カ国中141カ国が成年年齢は18歳以下、2008年時点）や、ネットの隆盛による無意味化などが背景あるいは直接の要因としてあるとされる。一方で、子どもの成長発達権や最善の利益、そして何よりも更生機会確保の重要性は変わらない価値として存在する。そうしたなかで、未熟な存在としての「少年」は維持しつつ、「特別枠」を設定し実質的には大人化したのが今回の改正ということになる。

投票権年齢や裁判員年齢が20歳から18歳に引き下げられ（憲法改正国民投票法2007、公職選挙法2015、裁判員法2022）、さらに民法上の成年年齢も1876（明治9）年の太政官布告41号以来の改正で、18歳に引き下げられた（民法4条）。これによって、私法上の契約、居場所・進学

の進路決定、医師・公認会計士等の就業などについて、18歳は大人の仲間入りをしたわけだ（関連して、男女間の婚姻開始年齢を統一し、女性は16歳から18歳に引き上げられた）。

一方で、少年法上の少年年齢は維持されたほか、飲酒/煙草/公営ギャンブルの年齢制限（未成年者飲酒禁止法・未成年者喫煙禁止法・特定複合観光施設区域整備法・競馬法・自転車競技法・小型自動車競争法・モーターボート競争法）なども変わらず、18・19歳の中途半端さが目立つ格好だ（パチンコは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」で従前から18歳未満が禁止）。

少年厳罰化（適正化）の流れとしては、逆送年齢引き下げ（2000年）で16歳に、刑事処分年齢引き下げ（2000年）で16歳から14歳にと、2007年→2008年→2014年→2020年と改正が続く中で、与党三党合意（2000年9月）を受け、18・19歳の特別枠設定が決まった経緯がある。ちなみに旧少年法では、少年は18歳未満と定められ、死刑は16歳以上だった。これらは徴兵制との関係も強い。なお、少年の推知報道禁止（74条）には、1年以下禁錮・1,000円以下罰金が科せられていた。

今回の規定で「実名」が許されるのはあくまでも、家庭裁判所が検察官送致＝逆送決定（家庭裁判所において、成人と同様に刑事処分を受けるのが相当と判断した場合）を行った場合において、検察官が公判請求をした（公開法廷で裁判を受けるべきと判断されて検察官に起訴されること）後に限定されることになる。したがって、たとえば甲府事件における週刊誌の実名報道のような、捜査段階や家庭裁判所の審判段階での推知報道は、改正後の少年法下であっても違法である。

また、全件家裁送致（41条・42条）され、その後に原則逆送（20条・62条）されて検察のもとに置かれたとしても、さらに再移送（55条）によって改めて家庭裁判所での審理に付された場合は、68条の適用からは外れると解釈されている。それは、「逮捕・匿名→起訴・実名→再移送・匿名」と実名・匿名が時の経過で変わる可能性を示している。さらにいえば、本稿でも何度か触れたように、法制定時に国会で以下の附帯決議がなされている。

衆議院及び参議院各法務委員会での附帯決議（要旨） インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、推知報道禁止の一部解除が少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されるべきである。

この意味するところは、少年法の理念からは、なお極めて慎重な姿勢が求められるということであって、それからすると報道機関は引き続き、推知報道が少年の改善更生や社会復帰を阻害する危険性を認識する必要があることになる。

こうした法の趣旨や運用のありようからしても、その報道は悩みに満ちたものにならざるを得ない。法規定に従い、逮捕段階は匿名で逆送段階で実名と割り切ろうとしても、検察の匿名発表により物理的に実名報道ができない場合も少なくない。また検察匿名のなか取材によって氏名が判明しても、家裁の送致決定に至る調査内容が非公開の中で、報道機関が独自に「あえて実名」にする判断材料を得ることは難しい。あるいは、実名・匿名判断を少年事件の場合に起訴段階にするなら、なぜ一般の刑事事件は逮捕段階なのか、一般の視聴者・読者にはわかりづらくもあろう。

今後の法見直しの中で、18・19歳が大人と判断される日が遠くないのかもしれないが、曖昧な法規定の中で報道の氏名扱いがぶれることは、報道機関の信頼度を下げる要因になりかねない。そもそも、当事者である少年を大人の都合で感わずことはよくなかろう。そうであるならば、社会全体の厳罰化傾向のなかで可罰感情に応えることが報道の使命かは疑問である。少なくとも当面の間は報道機関として、少年法の枠組みの中にある「未熟な存在」として少年を見守ることが、数少ない「責任をもってできること」なのかもしれないと思う。

#ジャーナリズム #報道 #法律



専修大学文学部ジャーナリズム学科教授

山田 健太 (やまだ・けんた)

専門は言論法、ジャーナリズム研究。近刊に『「くうき」が僕らを呑みこむ前に』（理論社）。主著に『沖縄報道』『法とジャーナリズム』『放送法と権力』『ジャーナリズムの倫理』、『現代ジャーナリズム事典』（監修）。日本ペンクラブ副会長。

関連LINK